

平成 30 年度亀岡市総合福祉センター利用グループ登録の募集について

亀岡市総合福祉センターでは、市民グループの活動を支援するため、利用グループ登録制度を設けています。一定要件を満たしているグループは登録申請をすることができ、審査を経て、利用グループとして登録されれば、総合福祉センターでの活動場所や利用料金について、規程に基づく支援が受けられます。

市民のふれあいの施設として、多くの市民の皆様にご利用いただきますよう、登録の募集を行います。

＜登録区分とグループの構成＞

登録区分	グループの構成
コミュニティセンター	地域に活動の基盤を置いて地域の福祉、文化、教育、青少年育成、環境保全およびスポーツなどに寄与することをめざして公益的な活動を行っているグループ
障害者福祉センター	障害のある人の社会参加と自立に寄与することをめざして障害のある人を中心に活動しているグループ
中央老人福祉センター	自らの健康増進と生きがい、仲間づくりをめざして活動する 60 歳以上の人で構成されたグループ
働く女性の家	自らの個性と能力を發揮し、より豊かな生活をめざして活動する勤労女性または勤労者家庭の女性を中心に構成されたグループ
勤労青少年ホーム	自己実現と仲間づくり、交流をめざして 35 歳未満の勤労青少年を中心に活動しているグループ

＜登録要件＞ 登録しようとするグループは、次の要件を満たしていることが必要です。

- 上記の「登録区分」に定める者で構成するグループであること。
- 会員はおおむね 5 名以上で、加入・脱退が自由であること。
- 会員が自主的かつ主体的に運営していること。
- 福祉センターで、定期的な活動を行うこと。
- グループに代表者を置き、代表者は市内に居住または在勤者（働く女性の家と勤労青少年ホームに限る）が当たること。また、代表者は指導者を兼ねないこと。
- 活動の体験や見学の機会を設けるなど、活動への参加を希望する市民を広く受け入れること。
- 政治活動、宗教活動または営利活動をしないこと。
- グループ代表者会議に参加すること。
- 登録グループ発表会など、福祉センターの事業などに積極的に参加すること。
- 活動日および活動場所の調整に協力すること。

申請書類配布 12 月 1 日（金）午前 9 時から総合福祉センター 1 階事務室にて配布します。

受付期間 12 月 10 日（日）～25 日（月）

※午前 9 時から午後 9 時（日曜日と受付最終日は午後 5 時まで、火曜日・祝日は休館）

申請方法 所定の用紙に必要事項を記入の上、総合福祉センター 1 階事務室に提出してください。

問 （公財）亀岡市福祉事業団 TEL24-0294 FAX24-3071